

---

# 資金移動業者と銀行の間の 口座連携に係る覚書の条文例

---

※本書は、2020年に発生した不正出金事案を踏まえた、利用者等保護を図るための資金移動業者と銀行の間で締結される口座連携に係る覚書の条文例およびその解説で構成されている。解説には、本条文例を取りまとめるに至るまでの議論を踏まえた事項が記載されていることから、本書の利用に当たっては、条文例だけでなく解説も併せて参照することを推奨する。

※本書は、2021年4月26日現在の関係法令に基づくものである。

※本書は、口座振替契約が別途締結されていることを前提に、不正防止や利用者等保護の観点から、資金移動業者および銀行間で追加的に取り決めるべき事項を覚書で締結することを想定している。

※本書は、資金移動業者と銀行との間で、先般の不正出金事案の発生を踏まえた契約締結に資するために作成された一案であり、本条文例に則り締結することを強制するものではなく、双方の合意に基づき本条文例と異なる条項で合意することを妨げるものではない。

初版

2021年5月28日

不正防止に向けた口座連携に係る契約に関する研究会

( 事務局：一般社団法人 全国銀行協会 )

版数	発行日	改訂履歴
初版	2021年5月28日	—

## 序文

2020年9月に悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等をもとに資金移動業者等のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う事象が複数発生した。

これを受けて、一般社団法人全国銀行協会では、2020年11月30日に、各銀行が資金移動業者等と連携して決済サービスを提供するに際しての考え方・例示等を取りまとめた「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」<sup>1</sup>を公表した。また、一般社団法人日本資金決済業協会では、2020年12月3日に、「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」<sup>2</sup>を公表した。

資金移動業者等のアカウントと銀行口座との連携に当たっては、両者間の契約締結が必要となるところ、今般の不正出金事案の発生を受け、上記ガイドラインが制定されたことも踏まえ<sup>3</sup>、当該契約の手当等の要否や取決め等について検討する必要性が生じた。そこで、銀行、資金移動業者、弁護士をメンバーとした、実務者による意見交換の場である「不正防止に向けた口座連携に係る契約に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、不正防止や利用者等保護の観点から、資金移動業者と銀行との口座連携に関し、両者間の契約締結における共通の論点等について、双方の意見を踏まえた論点整理を行った。

同契約は、あくまでも資金移動業者と銀行の間で個別に定めるものであるが、契約内容に関する論点整理を行い、両者間で共有することは、両者の円滑な連携を進めるためにも有益なものである。資金移動業者と銀行が利用者等保護と不正防止の観点で口座連携契約を締結する典型的な場合を想定して、研究会における論点整理を踏まえて、当研究会において当該契約の条文例およびその解説（以下「本条文例」という。）を取りまとめた<sup>4</sup>。

当研究会は、本条文例が、資金移動業者と銀行との間の契約に係るコミュニケーションコストの低減、円滑な連携に資するものとなり、ひいては口座連携サービスのさらなる発展に繋がることを期待する。

---

<sup>1</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news321130.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.s-kessai.jp/admin/member/topics\\_update/images/20201203150004\\_銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン.pdf](https://www.s-kessai.jp/admin/member/topics_update/images/20201203150004_銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン.pdf)

<sup>3</sup> その後、金融庁の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）」（<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html>）、「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（<https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html>）についても改正が行われており、本条文例においては、同改正の内容も踏まえている。

<sup>4</sup> 本条文例が広く活用されていく中で、実務上の課題点が明らかになった場合は、必要に応じて議論し、本条文例を改善していくことも考えられる。

## 不正防止に向けた口座連携に係る契約に関する研究会名簿（2021年4月）

メンバー	若宮 太郎	（株）みずほ銀行個人マーケティング推進部次長
	山中 洋臣	（株）三菱UFJ銀行決済推進部次長
	加賀 卓哉	（株）三井住友銀行決済商品開発部グループ長
	板東 剛史	（株）横浜銀行デジタル戦略部ビジネスリーダー
	杉野 貴宣	（株）愛媛銀行お客様サービス部副部長
	石橋 弘一	au ペイメント（株）内部監査室長
	岡村 正樹	（株）NTTドコモウォレットビジネス部課長
	安念 宣子	PayPay（株）法務部長
	石井 真弘	（株）メルペイ政策企画マネージャー
	伊藤 淳	LINE Pay（株）執行役員
	堀 天子	森・濱田松本法律事務所弁護士
	白石 和泰	TMI 総合法律事務所弁護士
	伊藤 亜紀	片岡総合法律事務所弁護士
オブザーバー	鈴木 善計	金融庁総合政策局リスク分析総括課フィンテックモニタリング室総括補佐
	和田 基嗣	金融庁監督局銀行第一課課長補佐
事務局	一般社団法人全国銀行協会	
	森・濱田松本法律事務所弁護士	湯川 昌紀

（敬称略）

## 資金移動業者と銀行の間の口座連携に係る覚書の条文例

株式会社〇〇（以下「資金移動業者」という。）及び株式会社〇〇銀行（以下「銀行」という。）は、資金移動業者が銀行の提供する〇〇サービス（以下「本銀行機能」という。）を用いて、資金移動業者が提供する〇〇サービス（以下「本決済サービス」という。）の顧客（以下「利用者」という。）にチャージ機能を提供すること（以下「本連携」という。）について、以下のとおり合意する（以下「本覚書」という。）。

この条文例では、金融庁の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）」（以下「事務ガイドライン」という。）、「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下「主要行監督指針」という。）及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「中小監督指針」という。）、一般社団法人日本資金決済業協会の「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」（以下「決済協ガイドライン」という。）並びに一般社団法人全国銀行協会の「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」（以下「全銀協ガイドライン」という。）を踏まえ、全銀協ガイドライン脚注 1 に定義される「資金移動業者等」と銀行の間での連携を行う際に締結する覚書を想定しているが、このうち資金移動業者と銀行との間で締結する覚書を念頭に置いている。

銀行が資金移動業者に提供する「本銀行機能」としては、主に口座振替サービスを想定しているが、更新系 API を用いることでチャージ機能を提供することも可能と考えられる（口座振替は予め指定された収納企業の口座への振替のみできる一方、更新系 API では収納企業の口座以外への送金指図を伝達することもできるが、収納企業の口座への送金指図の伝達をすることも可能である。）。この観点から、オープン API のあり方に関する検討会における「銀行法に基づく API 利用契約の条文例」（以下「API 条文例」という。）との整合性を図りつつ、資金移動業者は銀行法第 52 条の 61 の 10 の適用を受けない場合が多いことから同条に特有の条項はこの条文例には含めないこととしている。このため、同条の適用を受ける場合には、API 条文例も参照する必要がある。

## 第1条 目的

本覚書は、他人のなりすましによる本連携に係る不正取引を防止し、利用者等の保護を図るために資金移動業者及び銀行が行うべき事項を定めることを目的とする。但し、本覚書に定めのない本銀行機能の内容、料金その他の提供条件は、資金移動業者と銀行の間の●年●月●日付口座振替契約（以下「本口座振替契約」という。）及び銀行が定める諸規定によるものとする。

この条文例では、口座振替契約が別途締結されていることを前提として、不正防止や利用者等保護の観点から資金移動業者及び銀行が行うべき事項を覚書で締結することを想定している。これは、①口座振替契約は本覚書が不要な場合（例えば、全銀協ガイドラインで対象外とされている電気料金等の収納のために締結される場合等）もあることや、②口座振替契約は各銀行のサービス内容等に応じて内容が異なり、また口座振替契約では口座振替の処理に関する事項が規定され、その多くは不正防止や利用者等保護の観点とは直接関係しないと考えられるためである。この条文例の内容を口座振替契約に取り込んで一つの契約書とすることも差し支えないが、その場合には電気料金等の収納のために締結される口座振替契約と資金移動業者との間で締結される口座振替契約の内容に差が生じることが想定される。

## 第2条 本決済サービスに係るリスク評価等

1. 資金移動業者は、銀行が本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価、並びに資金移動業者の利用者等保護（被害補償のための体制や資金面の状況を含む。以下同じ。）、セキュリティ（認証方法を含む。以下同じ。）、顧客管理態勢（アカウント開設時の本人確認プロセス及び取引時確認、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を含む。以下同じ。）の確認を行うために必要となる、質問への回答及び関連資料の提出を行うものとする。
2. 銀行は、資金移動業者が本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価及び本銀行機能に係る認証方法の確認を行うために必要となる質問への回答及び関連資料の提出を行うものとする。
3. 銀行及び資金移動業者は、前各項に基づき行うリスク評価や検証に係る作業について相手方に協力するものとする。
4. 銀行は、本銀行機能の内容に[重要な]影響のある変更（認証方法の変更はこれに該当するものとする。）を行おうとするときは、資金移動業者に対し、当該変更の内容を通知するものとする。
5. 資金移動業者は、資金移動業者の利用者等保護、セキュリティ及び顧客管理態勢に[重要な]影響のある変更（認証方法の変更、サービス又はビジネスモデルに係る変更は

これに該当するものとする。)を行おうとするときは、銀行に対し、当該変更の内容を通知するものとする。

第1項では、全銀協ガイドライン2.1.1において、銀行は、口座連携の前に先立ち、利用者保護、セキュリティ等の観点から資金移動業者の適格性に問題ないかを審査することとされていることから、かかる対応を行うために資金移動業者に対して質問を行って回答を得る、関連資料の開示を受けることができるようにするための規定を設けている。利用者等保護、セキュリティ及び顧客管理態勢としているのは、全銀協ガイドライン2.2.1、2.2.2及び2.2.3に対応している。

第2項では、決済協ガイドライン第3・1(1)では、資金移動業者が本決済サービスの導入時及び変更時に本決済サービスのリスク評価を行うこととされていることから、かかる対応を行うために銀行に対して質問を行って回答を得ることや、関連資料の開示を受けることができるようにするための規定を設けている。

第3項では、銀行と資金移動業者がそれぞれ行うリスクの評価や検証に係る作業について、相手方に協力することを求める決済協ガイドライン第3・1(1)、主要行監督指針Ⅲ-3-9-2(2)①、中小監督指針Ⅱ-3-6-2(2)①及び事務ガイドラインI-2-5-1(2)①に対応した規定を設けている。

第4項及び第5項では、全銀協ガイドライン2.1.2において、銀行が資金移動業者の資金決済サービスに関する事項について、例えば、認証方法を含むセキュリティや、サービス、ビジネスモデルを変更する場合には原則として予め相手方に連絡を行う体制を整備しておくことが必要とされていることを踏まえた規定を設けている。

### 第3条 不正防止、利用者等保護等

1. 銀行及び資金移動業者は、本連携に係る不正取引を防止し、利用者等の保護を図るため、それぞれ本銀行機能及び本決済サービスに適用される法令、ガイドライン等を遵守する。
2. 資金移動業者は、本決済サービスに関する利用者及び本決済サービスの不正利用によって預金の不正払戻しの被害を被った銀行の預金者(利用者であるか否かを問わないものとし、以下「被害者」という。)からの苦情、問合せ等に対応するため、問合せ窓口を設置し、銀行に通知するとともに、利用者に情報提供し、利用者外に周知するものとする。本決済サービスに関して利用者及び被害者から苦情、問合せ等が寄せられたときは、資金移動業者は適切[かつ迅速]に対応するものとする。資金移動業者は、利用者及び被害者からの苦情、問合せ等に対応する上で必要な銀行の協力を求めることができるものとする。
3. 銀行は、本銀行機能に関する銀行の預金者からの苦情、問合せ等に対応するため、問

合せ窓口を設置し、被害者からの苦情、問合せ等を受け付けるものとする。銀行は、被害者からの苦情、問合せ等に自ら適切[かつ迅速]に対応するものとするが、利用者である被害者からの苦情、問合せ等は資金移動業者に対応を引き継ぐことができるものとし、資金移動業者はかかる引継ぎを受けた場合は適切[かつ迅速]に対応するものとする。銀行は、被害者からの苦情、問合せ等に対応する上で必要な資金移動業者の協力を求めることができるものとする。

4. 銀行及び資金移動業者は、特定の被害者又は一定の事象に係る苦情、問合せ等について、被害者の保護の観点で第2項及び第3項の規定よりも適切な対応方法がある場合には、第2項及び第3項の規定とは異なる扱いを当該特定の被害者又は一定の事象に限って合意することができる。
5. 銀行及び資金移動業者は、利用者又は被害者からの苦情、問合せ等を受け付けた場合で、当該利用者又は被害者が第5条に基づいて相手方から補償を受けられるものと判断する場合には、同条に基づいて補償を行う相手方と連携を行うものとする。
6. 銀行及び資金移動業者は、利用者及び被害者からの苦情、問合せ等の対応のために必要があるときは、相手方との情報共有に必要な利用者及び被害者からの同意を得るものとする。銀行及び資金移動業者は、苦情、問合せ等の対応のために相手方から受領した情報を第8条に基づき秘密情報として管理する。
7. 銀行及び資金移動業者は、自らが受け付け又は引継ぎを受けた本決済サービスに関する利用者又は被害者からの苦情、問合せ等を必要に応じて分析し、本決済サービスに関して不正防止又は利用者等保護の観点から必要と判断した事項を相手方に通知し、必要に応じて相手方とともに発生原因の究明、改善措置、再発防止策を講じるものとする。銀行及び資金移動業者は、本決済サービス又は本連携に関する利用者等保護、セキュリティ及び顧客管理態勢に改善が必要な点がある場合、相手方に通知した上で改善がされるまでの間本連携を停止することができる。
8. 資金移動業者は、他人になりすました本決済サービス及び本連携の利用を防止するために必要となる不正検知及び顧客管理を実施するものとする。
9. 資金移動業者は、利用者本人の指図に基づく場合に限り振替依頼データを銀行に送信するものとする。
10. 資金移動業者は、資金移動業者を識別する情報を不正に使用されることのないように厳重に管理するものとする。銀行は、資金移動業者を識別するための情報が含まれる振替依頼データを銀行が受信した場合には資金移動業者からの振替依頼データであるものと扱う。

第1項では、銀行及び資金移動業者が、それぞれ本銀行機能及び本決済サービスに適用のある法令、ガイドライン等を遵守する必要があることから、これを契約上の義務として規定している。本銀行機能には、全銀協ガイドライン等が適用され、本決済サービスには、決済



協ガイドライン等が適用される。

第2項及び第3項では、決済協ガイドライン第3・3及び全銀協ガイドライン5.2を踏まえ、利用者及び被害者からの苦情、問合せ等の窓口を定めている。本研究会では、以下の3つの場合に分けて議論がなされた。

①利用者からの一般的な苦情、問合せ等

②被害者（本決済サービスの利用者でもある場合）からの苦情、問合せ等

③被害者（本決済サービスの利用者ではない場合）からの苦情、問合せ等

①については、本決済サービスの提供主体は資金移動業者であることから、本決済サービスについての問合せ窓口は資金移動業者において設けることとし、銀行は必要に応じて協力することとしている。

他方、②及び③については、銀行と資金移動業者のいずれも受け付けるものとし、両者で適切に連携しながら対応することとしており、第2項で資金移動業者が対応する旨、第3項で銀行が対応する旨の両方を定めている。また、第2項で資金移動業者が対応する際に銀行が必要な協力を行うこと、及び第3項で銀行が対応する際に資金移動業者が必要な協力を行うことを定めている。もっとも、②については銀行が受け付けたとしても銀行は本決済サービスの利用状況を把握しておらず、資金移動業者において対応を行うことによって迅速かつ正確な回答をなし得ると考えられるため、銀行から資金移動業者に対応を引き継ぐことができることとしている。この場合であっても、銀行は、丁寧に受付を行い、引き継いだ後も資金移動業者への協力を行う必要がある。なお、本研究会では、本決済サービスを利用していない被害者からの問合せ（特に、利用したかどうかを確認したいので本決済サービスの利用状況を確認したいという問合せ）についても、資金移動業者から本決済サービスの利用状況を直接回答の方が適切な場合があり得るとの指摘もあったが、このような場合に資金移動業者から直接回答することも第3項に定める協力に含まれると考えられる。

これに対し、③についても、資金移動業者が本決済サービスの利用者ではないが本決済サービスへの振替によって損害を被った被害者からの問合せについては当該被害者に関する情報を資金移動業者が保有していないことから資金移動業者から銀行に対応を引き継げるようにすべきとの意見もあったが、本決済サービスの利用状況の確認は資金移動業者においてのみ行うことが可能であり、銀行への引継ぎが被害者への対応としてより適切とは限らないことや、銀行に協力を求めることができる旨の規定によって銀行からの連携がされれば足りるとの意見もあり、銀行が被害者に関する情報を保有する場合に資金移動業者に連携することは銀行による協力に含まれることから、資金移動業者から銀行に引き継ぐことができる旨の規定とはしていない。

もっとも、第4項では、特定の被害者又は一定の事象に係る問合せ等について、被害者の保護の観点で第2項及び第3項の規定よりも望ましい対応方法がある場合には、第2項及び第3項の規定とは異なる扱いを銀行と資金移動業者の間で当該特定の被害者又は一定の事象に限って合意できることとしている。例えば、銀行の責に帰すべき事由によって生じた

ことが発生後直ちに明らかとなったような事象に係る問合せ等について、銀行が対応することを銀行と資金移動業者の間で合意することも考えられる。

第5項では、苦情、問合せ等への対応と補償の対応について当事者が連携することを規定している。

第6項では、第2項及び第3項において銀行及び資金移動業者が相互に協力して苦情、問合せ等に対応することとされており、その中で個人情報の提供が生じる可能性があることから、情報の共有に係る利用者及び被害者の同意を得ることとしている。

第7項では、決済協ガイドライン第3・3及び全銀協ガイドライン5.2において、各々が利用者等からの苦情、問合せ等を分析し、相手方とも共有するための体制や、相手方とともに発生原因の究明、改善措置、再発防止策を的確に講じる必要があるとされていることに対応して、必要な規定を設けている。なお、ある事象が、利用者等からの苦情の中で把握され、同時に不正モニタリングで不正アクセス等として認識される場合もあり得るところであり、その場合には第4条第2項としての原因究明や対策と本項の対応の両方が適用される可能性があるが、当該事象に対する原因究明や対策がなされることにより第4条第2項と本項の両方が履行されることになると考えられる（別々に行う必要はないと考えられる。）。

第8項乃至第10項では、資金移動業者の義務として、他人になりすました本決済サービス及び本連携の利用を防止するために必要となる不正検知及び顧客管理を実施すること、連携にあたり資金移動業者に付与される識別情報を厳重に管理することを義務付ける規定を置いている。

#### 第4条 不正アクセス等発生時の対応

1. 銀行及び資金移動業者は、本連携に関し、①不正アクセス（なりすましを含む。以下同じ。）、ハッキング又はネットワークへの不正侵入、②利用者を識別するための情報の流出・漏洩・改ざん等、③不正アクセス等による資金移動、又は④②若しくは③の具体的な可能性（以下、①乃至④を「不正アクセス等」と総称する。）を認識した場合、直ちに相手方に報告するものとする。
2. 銀行及び資金移動業者は、本連携に関し、不正アクセス等を認識した場合、速やかに実施可能な対策（被害を最小限にとどめる措置を含む。）を講じた上で、相手方と協力して原因の究明及び対策を行う。銀行及び資金移動業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本連携を制限又は停止することができる。
3. 銀行及び資金移動業者は、本連携に関し、不正アクセス等を認識した場合、相手方に対し、相手方と連携して情報収集にあたるため必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする（個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定義される個人情報をいう。以下同じ。）の提供に係る同意が必要な場合に当該同意が得られないことは開示に応じない正当な事由に該当する

ものとする。)。開示を受けた当事者は、当該情報を第8条に基づき秘密情報として管理する。

4. 銀行は、銀行が本銀行機能を提供する資金移動業者以外の事業者（資金移動業者と同様又は類似の事業を行う者に限り、以下「他事業者」という。）への本銀行機能の提供に関して認識した不正アクセス等について、当該不正アクセス等と同様の事案が本連携に関して発生するおそれがあると判断した場合、当該不正アクセス等の内容に応じて定期的に又は随時、当該不正アクセス等に関する情報（原則として個人情報を含めないものとする。ただし、当該不正アクセス等の事案の解明や他の不正アクセス等の防止等のために必要な場合には、個人情報保護法上認められる範囲内において、当該情報に個人情報を含めることができる。）を資金移動業者に提供するものとする。銀行は、当該情報について秘密保持義務を他事業者に対して負っている場合には当該情報を提供する義務を負わないものとするが、本項に基づく情報の提供のために必要な他事業者との合意を行うよう合理的な努力を行うものとする。資金移動業者は、本項に基づき提供を受けた情報を第8条に基づき秘密情報として管理する。
5. 資金移動業者は、本決済サービスに関して銀行以外の金融機関（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律第94号）第2条第1項に定義される金融機関をいう。）（以下「他銀行等」という。）から本銀行機能と同種のサービス（以下「他銀行等サービス」という。）の提供を受けている場合に他銀行等サービスの提供を受けた本決済サービスの提供に関して認識した不正アクセス等について、当該不正アクセス等と同様の事案が本連携に関して発生するおそれがあると判断した場合、当該不正アクセス等の内容に応じて定期的に又は随時、当該不正アクセス等に関する情報（原則として個人情報を含めないものとする。ただし、当該不正アクセス等の事案の解明や他の不正アクセス等の防止等のために必要な場合には、個人情報保護法上認められる範囲内において、当該情報に個人情報を含めることができる。）を銀行に提供するものとする。資金移動業者は、当該情報について秘密保持義務を他銀行等に対して負っている場合には当該情報を提供する義務を負わないものとするが、本項に基づく情報の提供のために必要な他銀行等との合意を行うよう合理的な努力を行うものとする。銀行は、本項に基づき提供を受けた情報を第8条に基づき秘密情報として管理する。
6. 資金移動業者及び銀行は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行う。

第1項乃至第3項では、決済協ガイドライン第3・4及び全銀協ガイドライン6.2を踏まえ、銀行及び資金移動業者は、不正アクセス等が発生した場合やその具体的な可能性を認識した場合には、相互に報告し、協力をするものとしている。なお、第3項において、個人情報の提供に係る同意が必要な場合に当該同意が得られないことは開示に応じない正当な事

由に該当するとしているが、本決済サービスの利用者から事前に銀行と資金移動業者の間での個人情報の提供に同意を取得しておく方法があり得る（但し、この場合に利用者ではない被害者からの同意が得られていないことに留意が必要である。）、二次被害や同種の事案の発生を防ぐために必要であって、緊急性のある場合には「人の…財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号）に該当する場合として情報の開示が可能である（第 3 項の規定においては「同意が必要な場合」としているが、「同意が必要な場合」に当たらない）といった議論があった。

第 4 項及び第 5 項は、全銀協ガイドライン 6.2（決済協ガイドライン第 3・4 同旨）において「資金移動業者等が複数の銀行と連携している場合において、他の銀行においても同様の事案が発生するおそれがある場合には、資金移動業者等は当該他の銀行に対してもただちに連絡し、被害拡大を未然に防止することに努めることが期待される」とされており、銀行（注：ここでは、覚書の当事者になっている銀行を意味する。）以外の金融機関との連携に関して不正アクセス等が判明した場合についても報告の対象とすることを明示している。なお、第 4 項に定める「他事業者」は、必ずしも資金移動業を営む者に限られず、全銀協ガイドラインにおいて「資金移動業者等」とされている者を含む。

提供する情報としては、原則として個人情報を含めないものとしているが、当該不正アクセス等の事案の解明や他の不正アクセス等の防止等のために必要な場合があり、個人情報保護法上認められる範囲においては含めるべき場合もあるとの意見があったことから、個人情報保護法上認められる範囲内において、当該情報に個人情報を含めることができるとしている。なお、提供する情報単体では特定の個人を識別できなくとも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報も個人情報とされるため（個人情報保護法第 2 条第 1 項第 1 号）、提供する情報の個人情報該当性については注意が必要である。具体的には、①事案の発生した他事業者や他銀行等の名称、②発生時期、③発覚時期、④発覚の経緯、⑤被害件数・金額、⑥手口、⑦預金口座からの出金形態、⑧他事業者からの出金形態、⑨情報流出等の原因、⑩他事業者又は他銀行等の本人確認方法等が考えられる。もっとも、これらの情報が全て揃えた上で情報を提供したのでは不正の未然防止にならない可能性があり、把握した情報から順次提供する必要があると考えられる（特に、⑥、⑦及び⑧については早い段階で提供するべきと考えられる場合が多いと考えられる。）。

第 1 項乃至第 3 項は本覚書の当事者における直接の問題であることから事案発生後直ちに報告するものと規定しているが、第 4 項及び第 5 項では本覚書の当事者においては必ずしも直接的に影響しない場合もあり得るため、定期的に又は随時情報提供するものと規定している。

第 3 項乃至第 5 項では、相手方から提供を受けた情報を第 8 条に基づき秘密情報として管理することとしている。なお、情報の内容によっては金融機関において法人関係情報とし

て管理する必要がある場合もあり得る。

第6項では、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行えるようにするため、アクセスログの記録及び保存を行うこととしている。

#### 第5条 利用者への補償

1. 資金移動業者は、本決済サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本決済サービスの利用規約、被害補償規定又はそれらに準ずる規定に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。なお、資金移動業者は、利用者にとって以下よりも不利ではない条件及び基準において利用者への補償を行うものとする。

##### (1) 補償条件

###### ① 利用者に求める条件：

- イ 資金移動業者又は銀行への速やかな通知、資金移動業者への十分な説明、及び捜査当局への被害事実等の事情説明（真摯な協力）がなされること
- ロ 虚偽の説明を行っていないこと

###### ② その他：

親族等による払戻の場合、及び戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた場合でないこと

##### (2) 補償基準：

利用者が無過失の場合は全額補償し、利用者に過失（重過失を含む。）がある場合には、補償減額または全く補償しない場合も含め、個別対応とする。

2. 資金移動業者は、前項に基づき本決済サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら銀行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、資金移動業者が利用者に賠償又は補償した損害を銀行に求償することができる。また、資金移動業者は、前項に基づき本決済サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が銀行及び資金移動業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、銀行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上銀行と合意した額を求償することができる。

3. 銀行は、本銀行機能に関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本決済サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり資金移動業者に求償できる。

- (1) 当該損害が銀行の責めに帰すべき事由以外の事由によるものであることを銀行が疎明したとき又はいかなる事由により生じたかが明らかでないときは、銀行が利用者に賠償又は補償した損害を資金移動業者に求償することができる。

- (2) 当該損害が銀行及び資金移動業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを銀行が疎明したときは、資金移動業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上資金移動業者と合意した額を求償することができる。
4. 資金移動業者及び銀行は、利用者に生じた損害の金額、原因の究明、各当事者の帰責事由の有無を確定させるために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲において協力するものとする。

全銀協ガイドライン 5.1、決済協ガイドライン第 3・2、事務ガイドライン I-2-6-1、主要行監督指針 III-3-9-2(3)③及び中小監督指針 II-3-6-2(3)③では、資金移動業者と銀行の間で利用者に生じた損害の補償について予め取り決めることとされている。具体的には、利用者に損害が生じた場合の補償・返金方法、補償範囲、利用者への補償・返金後の銀行と資金移動業者の間の内部分担（求償関係）の取り決めが必要とされている。また、全銀協ガイドライン 5.1 では、任意の一時的な補償・返金方法（実施主体を含む）についてあらかじめ取り決めておくことが望ましいとされている。決済協ガイドライン第 3・2 では、補償に関して提携銀行と合意する項目の例として、①被害者からの被害申告を受け付ける窓口、②補償する場合の基準や手続（被害者に求める情報や、過失の有無の判断等）、③補償する場合の方法（補償の実施者を含む）、④補償する場合の補償範囲、⑤いずれか一方が補償した場合の求償関係（損害の分担）を契約に盛り込むべきとしている。

第 1 項では、本決済サービスに関して利用者に生じた損害は資金移動業者において賠償又は補償を行うこととしているが、これは損害の一次的な賠償又は補償を定めるものであって、最終的な負担を定めているものではなく、第 2 項において銀行の責に帰すべき事由がある場合には一定の範囲で求償することができる旨を定めている。

第 1 項では、利用者への補償の範囲として、一定の補償条件及び補償基準を銀行と資金移動業者の間で合意することを定めている。当該補償条件や補償基準は、銀行と資金移動業者が本決済サービスの仕組みや利用者の属性を踏まえて個別に合意されることになるが、上記のガイドライン等の趣旨を踏まえる必要がある。資金移動業者又は銀行への通知に関して、仮に期限を設ける場合には、利用者の保護に配慮した期限とする必要がある。偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成 17 年法律第 94 号）や一般社団法人全国銀行協会による「預金等の不正な払戻しへの対応について」の申し合わせ（平成 20 年 2 月 19 日）を踏まえ、被害発生日から起算して 30 日（利用者が、被害発生日から 30 日を経過する日までの期間内に当該被害を知ることができなかつたことその他の当該通知をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があるときは、30 日に当該事情が継続している期間の日数を加えた日数）より短い期限を設定することは適当でないと考えられる。期限の設定においては、かかる条件を満たすことを前提として、長期間の経過によって取引履歴や防犯カメラの記録

の確認ができなくなる等調査の支障が生じないように、調査が実務的に可能な期間とする必要がある。

#### 第5条の2 利用者ではない被害者への補償

1. 資金移動業者又は銀行のうち当事者間での合意により定める者（以下、本条において「一次補償者」といい、一次補償者ではない当事者を「他方当事者」という。）は、本決済サービスに関して利用者ではない被害者に生じた損害について、速やかにその原因を究明し、一次補償者が定める被害補償規定又はそれに準ずる規定に従い、利用者ではない被害者に生じた損害を賠償又は補償する。なお、一次補償者は、利用者ではない被害者にとって以下よりも不利ではない条件及び基準において利用者ではない被害者への補償を行うものとする。

##### (1) 補償条件

① 利用者ではない被害者に求める条件：

- イ 資金移動業者又は銀行への速やかな通知、資金移動業者への十分な説明、及び捜査当局への被害事実等の事情説明（真摯な協力）がなされること
- ロ 虚偽の説明を行っていないこと

② その他：

親族等による払戻の場合、及び戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた場合でないこと

##### (2) 補償基準：

利用者ではない被害者が無過失の場合は全額補償し、利用者ではない被害者に過失（重過失を含む。）がある場合には、補償減額または全く補償しない場合も含め、個別対応とする。

2. 資金移動業者及び銀行は、一次補償者をいずれの当事者とするか、一次補償者から他方当事者への求償等について別途合意するものとする。

3. 資金移動業者及び銀行は、利用者ではない被害者に生じた損害の金額、原因の究明、各当事者の帰責事由の有無を確定させるために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲において協力するものとする。

本条では、利用者ではない被害者に対しても、第5条における利用者への補償と同様な補償を行う必要があることを規定した上で、いずれの当事者が補償を行うか及び求償のあり方については別途当事者間で合意することとしている。なお、第5条第1項における補償条件及び補償基準についての考え方は、本条第1項においても妥当する。また、第2項に基づく合意内容について、一次的な補償をいずれの当事者が行うかは最終的にいずれが負担するかと直接関係するものではなく、求償についても定めることを明示している。例えば、銀行が利用者ではない被害者に対しての補償を行った上で、銀行の責に帰すべき事由がな

い場合（いずれの責にも帰すべきではない事由による場合を含む。）には資金移動業者への求償を認めるとすることもあり得る。

本研究会では、利用者ではない被害者に生じた損害についても銀行の責に帰すべき事由がない限り資金移動業者が負担すべき（第5条と同様とするべき）であるという意見と、資金移動業者の責に帰すべき事由がない場合にまで資金移動業者が一律に負担する理由はないという意見があった。こうした様々な意見や契約形態が実在することを踏まえ、本条において具体的な内容を条文例として示すことはせず、当事者間で取り決めるべき事項について明確化することとどめている。

#### 第6条 継続的な情報連携

1. 銀行は、定期的に又は必要に応じて、資金移動業者に対し、本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価、並びに資金移動業者の利用者等保護、セキュリティ、顧客管理態勢の確認のために必要となる報告又は資料提出を求めることができ、資金移動業者は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。
2. 資金移動業者は、定期的に又は必要に応じて、銀行に対し、本連携を含む本決済サービス全体に係るリスク評価を行うため必要となる報告又は資料提出を銀行に求めることができ、銀行は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。

第1項及び第2項では、全銀協ガイドライン2.1.2及び決済協ガイドライン第3・1(1)を踏まえ、銀行が資金移動業者による利用者等保護、セキュリティ及び顧客管理態勢について報告及び資料提出を求めることができることとしている。

#### 第7条 免責

1. 両当事者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない。
2. 資金移動業者は、利用者との間の本決済サービスその他の取引について、本条に定めるものを除き、一切の責任を負うものとし、これに関して銀行に生じた損害を補償する。但し、銀行の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。
3. 銀行は、資金移動業者から受信した振替依頼データの正確性を確認する義務を負わないものとし、当該振替依頼データに誤りがあったとしても、資金移動業者は当該振替依頼データに基づいて責任を負うものとする。

第1項は、免責に関する一般的な規定を定めている。第2項は、口座振替契約に含まれている場合が多いと考えられるが、本決済サービスについての責任が原則的に資金移動業者



にあることを明確にするために規定している。第3項は、銀行は資金移動業者から受信した振替依頼データに依拠せざるを得ないため規定している。

#### 第8条 秘密保持義務

1. 銀行及び資金移動業者は、本口座振替契約及び本覚書を通じて知り得た相手方の情報（[秘密情報であることを明示したものに限る。]以下「秘密情報」という。）を、本覚書の有効期間中及び本覚書終了後も厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面等による承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、又は本口座振替契約及び本覚書の履行以外の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当する情報は、個人情報にあたるものを除き、秘密情報にあたらぬものとする。
  - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - (3) 開示の時点で公知の情報
  - (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (5) 開示される以前から被開示者が適法に保有していた情報
3. 秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）は、自己の従業者といえども本覚書履行のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた従業者が秘密情報を本覚書履行以外の目的に利用し、第三者に開示、提供又は漏洩しないよう厳重に指導及び監督しなければならない。なお、受領者は、本覚書における自己の義務と同等の義務に従業者に課すものとする。
4. 第1項にかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合には、秘密情報を第三者に開示又は提供できる（以下、開示又は提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。）ものとする。但し、開示する秘密情報は、本覚書履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本覚書における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。
  - (1) 開示者の事前の書面等による承諾がある場合
  - (2) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供又は開示する場合
5. 受領者は、法令による場合、裁判所若しくは政府機関その他公的機関による命令、要求若しくは要請がある場合、又は[証券取引所、自主規制機関若しくは海外の類似の機関／証券取引所若しくは自主規制機関]の規則による場合は、これらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、開示を行った受領者は、法令等に反しない範囲で、開示した旨及び開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。

6. 第1項にかかわらず、不正アクセス等に関する秘密情報については、銀行は第4条第4項及び本条と同等の内容を合意している他事業者に対し第4条第4項と同様の合意内容に従って本条と同等の合意内容の対象となることを条件として提供することができ、資金移動業者は第4条第5項及び本条と同等の内容を合意している他銀行等に対し第4条第5項と同様の合意内容に従って本条と同等の合意内容の対象となることを条件として提供することができる。

秘密保持に関する一般的な規定を定めている。

第6項は、銀行が第4条第4項と同様の規定を他事業者と締結すること、資金移動業者が第4条第5項と同様の規定を他銀行等と合意することが想定され、その場合にはこの覚書の相手方との関係で生じた不正アクセス等について他事業者や他銀行等に報告することが想定されることから、その場合を秘密保持義務の対象外とするための規定である。

#### 第9条 反社会的勢力の排除

1. 銀行及び資金移動業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 銀行及び資金移動業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 銀行及び資金移動業者（以下、本条において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本口座振替契約及び本覚書を解除することができる。
4. 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

平成23年6月2日に一般社団法人全国銀行協会が公表した「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」を踏まえ、相手方が反社会的勢力に該当する場合等に本契約を解除できる旨を定めている。

第10条 経済制裁への対応

1. 銀行及び資金移動業者は、国際連合、日本政府又は外国政府のいずれかによって経済制裁の対象とされている者（指定されている場合に限られず、支配関係、所在国等により対象となる場合を含む。以下、「経済制裁対象者」という。）ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 銀行及び資金移動業者（以下、本条において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が経済制裁対象者に該当し、または前項の規定にもとづく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本口座振替契約及び本覚書を解除することができる。
3. 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

API 条文例を踏まえ、規定している。

第11条 有効期間

1. 本覚書は、本覚書の締結日から効力を生じ、本口座振替契約が終了するまで効力を有する。
2. 本覚書が事由を問わず終了した後も、第5条、第8条、本条、第13条、第14条及び第15条の効力は存続するものとする。

第12条 解約・解除

1. いずれかの当事者が次の各号の一つでも該当する場合には、本口座振替契約及び本覚

書は直ちに終了するものとする。

(1) 本決済サービス又は本銀行機能を提供するために必要な許認可が取り消された場合

(2) 破産手続の開始決定があった場合

2. 各当事者（以下、本項において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本項において「違反当事者」という。）が次の各号の一つでも該当する場合には、催告を要することなく、本連携を停止し、又は本口座振替契約及び本覚書を解除することができるものとする。但し、違反当事者が業務改善命令を受けて第2号に該当する事由が発生したものの、解除当事者による当該事由に基づく解除がなされる前において、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解除当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解除当事者は当該事由のみを理由とする解除をすることはできないものとする。

(1) 本口座振替契約及び本覚書について重大な違反があった場合

(2) 本決済サービス又は本銀行機能に関する業務停止命令又は業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合

(3) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、又はその他の強制執行の申立を受けた場合

(4) 支払停止の状態になった場合、又は手形交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

(5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続若しくは私的な整理手続の開始の申立を行った場合、又はこれらについての申立を受けた場合

3. 各当事者（以下、本項において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本項において「違反当事者」という。）が次の各号の一つでも該当する場合には、相当の期間を定めて催告の上、本連携を停止し、又は本覚書を解除することができるものとする。

(1) 本口座振替契約及び本覚書について違反があった場合

(2) 解散、〔合併、〕会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合〔（但し、本決済サービス又は本銀行機能に係る事業が対象とならない〔合併、〕会社分割若しくは事業の譲渡又は本決済サービス又は本銀行機能に係る事業の全てが解除当事者が適当と認める第三者に承継される〔合併、〕会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）〕

(3) 違反当事者の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあると解除当事者が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、利用者等の利益を害するおそれがあると銀行が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、又は利用者等の保護を図る必要がある場合

(4) 前各号のほか、本覚書上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、または本覚書を存続させることが不相当と認められる重大な事由があるとき。

4. 前三項の規定の適用により相手方に損害が生じた場合であっても、解除した当事者は一切の責任を負わないものとする。
5. 本条は、本口座振替契約に定める解除事由に基づいて本口座振替契約が解除され、第11条第1項に基づいて本覚書が終了することを妨げるものではない。

有効期間や解除事由については、口座振替契約との整合性を図りつつ、口座振替契約では本決済サービスに関する事由について十分な規定がされていない可能性があるため、そのような場合にも参考となるような規定例としている。

#### 第13条（権利義務等の譲渡禁止）

銀行及び資金移動業者は、相手方の事前の書面等による承諾のない限り、本口座振替契約及び本覚書上の地位並びに本口座振替契約及び本覚書によって生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、[承継し、]又は担保に供してはならない。[但し、銀行は本銀行機能に係る事業の全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させる場合に本口座振替契約及び本覚書上の地位並びに本口座振替契約及び本覚書によって生じる権利義務の全部を[資金移動業者に通知した上で]譲渡又は承継の対象とすることができ、資金移動業者は本決済サービスに係る事業の全部又は一部を銀行が適当と認める第三者に譲渡し又は承継させる場合に本口座振替契約及び本覚書上の地位並びに本口座振替契約及び本覚書によって生じる権利義務の全部を[銀行に通知した上で]譲渡又は承継の対象とすることができる。]

#### 第14条（準拠法及び管轄）

1. 本覚書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本覚書に関する一切の紛争に係る管轄裁判所は、本口座振替契約に定めるところによる。

#### 第15条（誠実協議）

本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合には、銀行及び資金移動業者が誠実に協議し、その解決に努める。

権利義務の譲渡禁止を定めることは一般的であるが、第13条の但書では、事業全体を譲渡又は承継する場合には一定の場合で譲渡や承継を許容する旨の規定例を入れている。こ

れは、API 条文例に係る議論において、合併や会社分割の場合に相手方の承諾を得る必要があることが煩瑣であるとの意見があったためである。

この条文例では、別途本口座振替契約があることを前提としているため、合意管轄裁判所は本口座振替契約に定めるところによることを想定している。